

【定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料】

令和 年 月 日提出

受付印

提出者記入欄

事業所記号

事業所所在地  
届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。  
 〒 \_\_\_\_\_

事業所名称  
 \_\_\_\_\_

事業主氏名  
 \_\_\_\_\_

電話番号  
 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

# 特例

8月報酬による定時決定の場合

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑪ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額				⑥ 従前改定月		⑨ 給与支給月		⑩ 給与計算の基礎日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑯ 備考
	⑪ 通貨によるものの額		⑫ 現物によるものの額		⑭ 総計		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額						
	⑪ 通貨によるものの額		⑫ 現物によるものの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額				
1	①		②		③		④ 4 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑪ 個人番号		
	⑤ 健 厚		⑥		⑨ 8 月		⑩		⑬		⑭		⑯		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
2	①		②		③		④ 4 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑪ 個人番号		
	⑤ 健 厚		⑥		⑨ 8 月		⑩		⑬		⑭		⑯		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
3	①		②		③		④ 4 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑪ 個人番号		
	⑤ 健 厚		⑥		⑨ 8 月		⑩		⑬		⑭		⑯		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
4	①		②		③		④ 4 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑪ 個人番号		
	⑤ 健 厚		⑥		⑨ 8 月		⑩		⑬		⑭		⑯		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
5	①		②		③		④ 4 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額		⑪ 個人番号		
	⑤ 健 厚		⑥		⑨ 8 月		⑩		⑬		⑭		⑯		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		
	⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(8月報酬による定時決定の場合)について記載してください。

※ この届書には、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」を必ず添付してください。(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額算定の特例」による特例改定（8月の報酬による定時決定）を行う場合にご提出いただくものです。

- この届書を提出いただく特例改定の対象者となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。
  - (1) 令和3年6月から令和4年5月までを急減月として、特例改定を既に受けた場合<sup>※</sup>。ただし、既に休業が回復し、届出によってその翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額をもとにした標準報酬月額に改定された者を除く。  
※令和3年度において「報酬月額算定の特例」による特例改定（8月の報酬による定時決定）を受けた場合を含みます。
  - (2) 8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、9月の定時決定において決定される標準報酬月額に比べて、2等級以上低い場合。
  - (3) 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。

※ 上記による本特例改定においては、通常の定時決定における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。

- 8月の1か月の報酬を用いて、9月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
- 8月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、最低等級の標準報酬月額により改定します。
- 特例改定の対象となる保険料は、令和4年9月分の保険料となります。
- 特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」の添付が必要
- 本特例改定により改定となった被保険者は、休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）の報酬が2等級以上上昇したときには、**固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。

## 記入方法

提出者記入欄 : 事業所記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所記号	1	0	0	0
-------	---	---	---	---

①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和

【記入例】 昭和63年5月3日の場合

③ 5-630503

④改定年月 : **あらかじめ「4年9月」と記載していますので、改めての記載は不要です。**

⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。

⑦昇(降)給 : **あらかじめ「9月」と記載し、「2. 降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。**

⑧遡及支払額 : 8月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。

⑨給与支給月 : **あらかじめ「8月」と記載していますので、改めての記載は不要です。**

⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。

⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。

⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。

⑭総計 : 記載は不要です。

⑮平均額 : 記載は不要です。

⑯修正平均額 : **「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**

※ただし、8月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。

⑰個人番号 : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。

(基礎年金番号) 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑱備考 : 「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。

この場合には、個人番号(又は基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。

「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。

「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。

「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。

**「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、「定時決定(申立書1の②に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。**

## お知らせ

- 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。
- 同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。**